

健全な水循環 ・流域総合水管理

蔵治 光一郎

愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会 委員

矢作川流域圏懇談会 山部会 座長

静岡県環境審議会 水循環保全部会 部会長

水循環基本法フォローアップ委員会 座長

不知火海・球磨川流域圏学会 理事

東京大学大学院農学生命科学研究科 教授

矢作川流域圏懇談会 第5回公開講座

流域の視点から見た 治水・環境と総合水管理

～市民とともに創る豊かで持続可能な社会～

2024年12月17日(火)
14:00～17:15

「G7 2030年自然協約」において「2030年までに生物多様性の
損失を止めて反転させる」という世界的な使命(ネイチャーポジティブ)が表明されました。

また、令和6年8月30日に閣議決定された「流域総合水管理」は、今まで

2024年12月17日 名古屋大学減災館減災ホールにて開催
YouTubeで公開中、講演録「流域圏担い手づくり事例集VI-I」冊
子配布中、「流域圏担い手づくり事例集」WebサイトでPDF公開中



矢作川流域圏懇談会 第5回 公開講座 流域の視点から見た治水・環境と総合水管理

～市民とともに創る豊かで持続可能な社会～

矢作川流域圏懇談会とは

矢作川流域圏懇談会は山部会・川部会・海部会・市民部会で構成され、河川管理者だけでは解決できない課題に対して、流域一体となって取り組み、互いに連携し、いい川づくりと調和のとれた流域全体の発展につなげるための組織です。”流域は一つ、運命共同体”という共通認識のもと、治水、利水、環境、総合土砂管理、維持管理などの課題に対し、民・学・官の連携・協働に取り組んでいます。

開会まで今しばらくお待ちください

第5回公開講座 「流域の視点から見た治水・環境と総合水管理～市民とともに創る豊かで持続可能な社会～」(矢作川流域圏懇談会主催)

中部流域連携ネットワーク
チャンネル登録者数 117人

チャンネル登録

👍 3

👎

🔗 共有

🔖 保存

✂️ クリップ

📄 オフライン

⋮

318 回視聴 6 か月前

【公開講座概要】

日時：2024年12月17日（火）14時～17時15分

長良川の アユと河口堰

川と人の関係を結びなおす

蔵治光一郎 編

長良川のアユと河口堰

川と人の関係を
結びなおす

蔵治光一郎 編

農文協

農文協



9784123451239



1921234010001

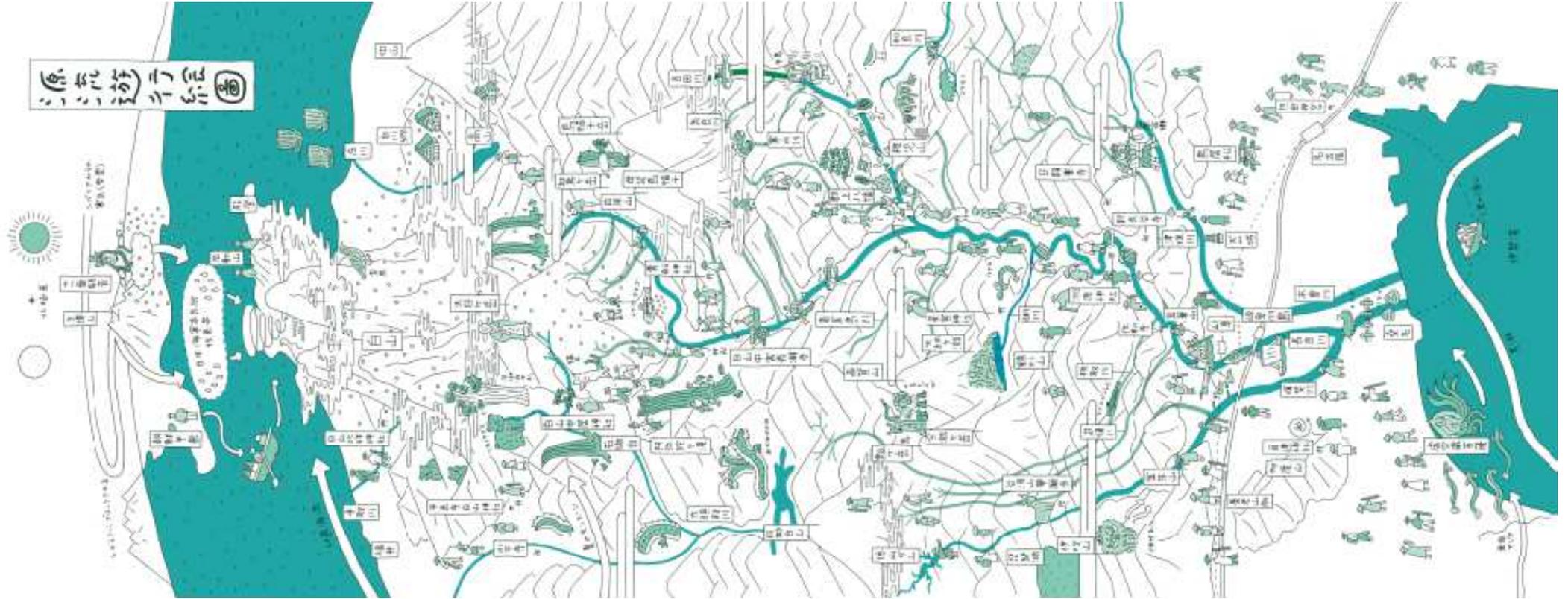
ISBN978-4-12345-123-9

C1234 ¥0000E

定価0.000円（本体0.000円＋税10%）

蔵治光一郎 編 定価：2,420円（税込） ISBNコード：9784540231278
発行：2024/3 出版：農山漁村文化協会（農文協）
判型/頁数：A5変形 232ページ カバー・表紙画：村上康成

水は海で生まれ、山で集まり、川となって 海に流れていく



水循環基本法

- 2014年4月2日公布、7月1日施行
- 前史
 - 1998～2005年 「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」、1999年「中間とりまとめ」
 - 2007年 水制度改革推進市民フォーラム、「水制度改革に関する建議書」を国会に提出
 - 2008年 「水制度改革国民会議」設立、「水循環基本法研究会」を組織
 - 2010年 超党派議連「水制度改革議員連盟」発足
- 2014年 水制度改革議員連盟の諮問機関として「水循環基本法フォローアップ委員会」を設置

水循環の定義

- 健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議
中間とりまとめ（1999）
 - 「健全な水循環系」とは、流域を中心とした一連の水の流れの過程において、**人間社会の営み**と**環境の保全に果たす水の機能**が、適切なバランスの下にともに確保されている状態。
- 水循環基本法第2条（2014）
 - 「水循環」とは、水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう。
 - 「健全な水循環」とは、**人の活動**及び**環境保全に果たす水の機能**が適切に保たれた状態での水循環をいう。

重要な点

- 水は**国民共有の貴重な財産**であり、**公共性の高いもの**である（第3条基本理念の2、第15条）
- 国及び地方公共団体は、**流域**における水の貯留・涵養機能の維持及び向上を図るため、雨水浸透能力又は水源涵養能力を有する森林、河川、農地、都市施設等の整備その他必要な施策を講ずるものとする（第14条）
- 国及び地方公共団体は、**流域の総合的かつ一体的な管理を行う**ため、必要な体制の整備を図ること等により、連携及び協力の推進に努める。国及び地方公共団体は、流域の管理に関する施策に**地域の住民の意見が反映**されるように、必要な措置を講ずるものとする（第16条）
- 政府は、**毎年**、国会に、政府が水循環に関して講じた施策に関する**報告を提出**しなければならない（第12条）

石原議連代表(当時)挨拶(抜粋)

- 水循環基本法はわが国で誕生した**最初の「水の憲法」**と言ってもよいでしょう。
- 水は国民共有の財産であるという理念を国民にも伝えていくことが、わが国が水に関する国際問題を解決するとの機運につながっていくものと思います。
- 水循環基本法には**パラダイムシフト**とも言うべき**重要な理念**が掲げられています。これは**議員立法だからこそできた**ことだと思います。
- 水循環基本法の基本理念を活かすように、**これまでの制度を思い切って改正**し、同時に必要な**新制度の創設に努力**していただきたい。水制度改革議員連盟は、皆さまのご意見に真摯に耳を傾け、健全な水循環の維持・回復のために皆さまのご意見を積極的に実現してまいります。私は、議連の代表として皆さまとともに**最善の努力を傾ける決意**です。

流域総合水管理

- 2024年4月2日 第6回水循環政策本部会合で岸田総理が水循環基本計画の見直しを指示
- 8月30日 第7回水循環政策本部会合および閣議、水循環基本計画の一部修正を決定
 - 新たな4つの重点項目の一つが「流域総合水管理」
- 12月18日 国交大臣、「流域総合水管理のあり方について」国土審議会・社会資本整備審議会に諮問
 - 国土審議会は「水資源開発分科会」、社会資本整備審議会は河川分科会に「流域総合水管理のあり方検討小委員会」を組織し、合同会議で議論
- 2025年6月27日 答申

水循環政策本部会合 開催状況

回数	日時	会議関係資料		
第7回	令和6年 8月30日	議事次第 (PDF/ 36KB) 	資料	議事録 (PDF/ 250KB) 
第6回	令和6年 4月 2日	議事次第 (PDF/ 30KB) 	資料	議事録 (PDF/ 142KB) 
第5回	令和4年 6月20日	議事次第 (PDF/ 70KB) 	資料	議事概要 (PDF/ 52KB)  ※持ち回り開催
第4回	令和2年 6月15日	議事次第 (PDF/ 70KB) 	資料	議事概要 (PDF/ 52KB)  ※持ち回り開催
第3回	平成28年3月28日	資料 (PDF/83KB)  ※持ち回り開催		
第2回	平成27年7月10日	議事次第 (PDF/ 25KB) 	配付資料	議事録 (PDF/ 113KB) 
第1回	平成26年7月18日	議事次第 (PDF/ 48KB) 	配付資料	議事録 (PDF/ 138KB) 

岸田本部長
齊藤担当大臣

安倍本部長
太田担当大臣

水循環政策本部会合（第6回）議事次第

令和6年4月2日（火）
7:55～8:15
官邸4階大会議室

1. 開会

2. 議事

（1）新たな水循環施策の方向性について

（2）「水循環政策本部幹事会の開催について」の一部改正について

3. 内閣総理大臣挨拶

4. 閉会

資料

資料1 [新たな水循環施策の方向性について（PDF／1,470KB）](#) 

資料2 [「水循環政策本部幹事会の開催について」の一部改正について（PDF／64KB）](#) 

2024年4月2日 水循環政策本部会合

- （岸田内閣総理大臣）今年度より、水道行政が厚生労働省から国土交通省に移管され、上下水道一体となった行政が実現することになりました。これを機に、**人口減少、インフラの老朽化、カーボンニュートラル**など、現下の社会課題の解決に向け、官民連携で、次の3点に重点を置いて、水循環政策を見直してまいります。
- （第1、第2 略）第3に、**水力エネルギーの最大限の活用**です。水需要の変化を踏まえ、全国の各種ダム等の既存インフラをフル活用し、流域の関係者の連携による最適な水力管理を徹底し、官民連携による水力発電の最大化を実現してください。また、こうした議論を**エネルギー基本計画の見直し**においても進めてください。こうした取組を通じて、水循環政策において、これまで進めてきた「流域治水」から、流域単位での水力発電の増強などの**カーボンニュートラルの視点も含めた「流域総合水管理」**に進化させていきます。水循環政策担当大臣を中心に、今夏を目途に、「**水循環基本計画**」を**改定**するとともに、**関係政策の工程表**を策定してください。

新たな水循環施策の方向性について

- 水道整備・管理行政の一部が厚生労働省より国土交通省に移管。
- 令和6年能登半島地震の発生、気候変動の影響の顕在化など、水循環を取り巻く情勢は変化。
- これら情勢の変化を踏まえつつ、水循環施策を推進することが重要。

情勢の変化を踏まえた方向性案

水道整備・管理行政の移管

- 令和6年度より、水道整備・管理行政の一部が国土交通省に移管。
- 人口減少やインフラの老朽化が進む中で、災害に強く、持続可能な上下水道の機能を確保するため、上下水道一体の取組が必要。

令和6年能登半島地震の発生

- 令和6年能登半島地震では、水インフラが甚大な被害。
- 生活用水の確保が課題。
- 被災地では地下水や雨水が活用されるなど、代替水源の重要性を再認識。

気候変動の影響の顕在化等

- 気候変動の影響が顕在化しており、二酸化炭素排出量削減が急務であり、水力エネルギーの利活用が重要。
- 人口減少やライフスタイルの変化等で、水需給バランスが変化。

施策の方向性

- 上下水道一体として、補助制度を活用しつつ、広域化・ウォーターPPPをはじめとした官民連携やDX導入等による事業の効率化・高度化・基盤強化の取組を推進。

施策の方向性

- 水インフラの耐震化の推進。
- 早期復旧を可能とする上下水道一体となった災害復旧手法の構築。
- 代替水源の有効活用など、災害に強い水インフラ整備を推進。

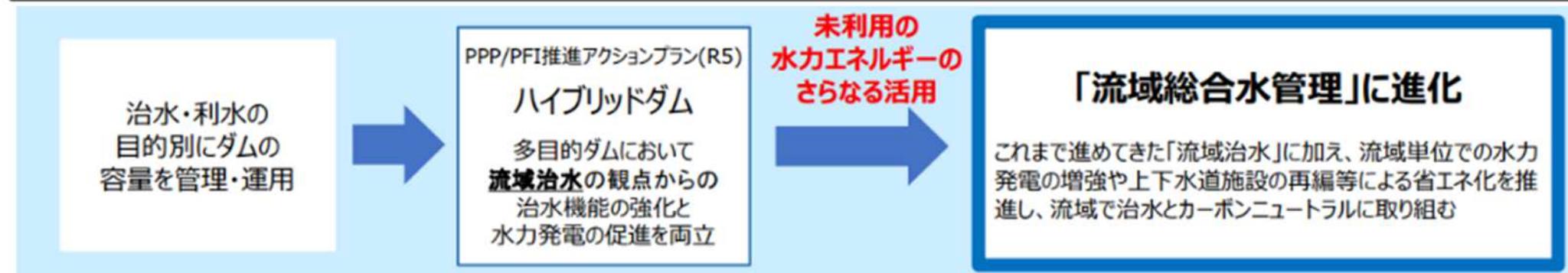
施策の方向性

- 流域におけるカーボンニュートラルの推進。
- 既存インフラを最大限活用のもと、流域の様々な関係者による総合的な水管理を実現し、水力発電を最大化。

全省庁で水循環施策の方向性について共通認識をもち、
施策を推進することが重要

流域単位での水力エネルギーの有効活用など「流域総合水管理」の推進

- 治水・利水の目的別のダム容量の管理から、事前放流も含めた治水機能の強化と水力発電の促進を両立させるハイブリッドダムの取組を推進しダムの機能を強化を進めてきたが、今後は、これまでの個別の多目的ダムでの取組を、電力ダムも含め流域全体に展開。
- 「流域治水」から「流域における総合的な水管理」に進化。

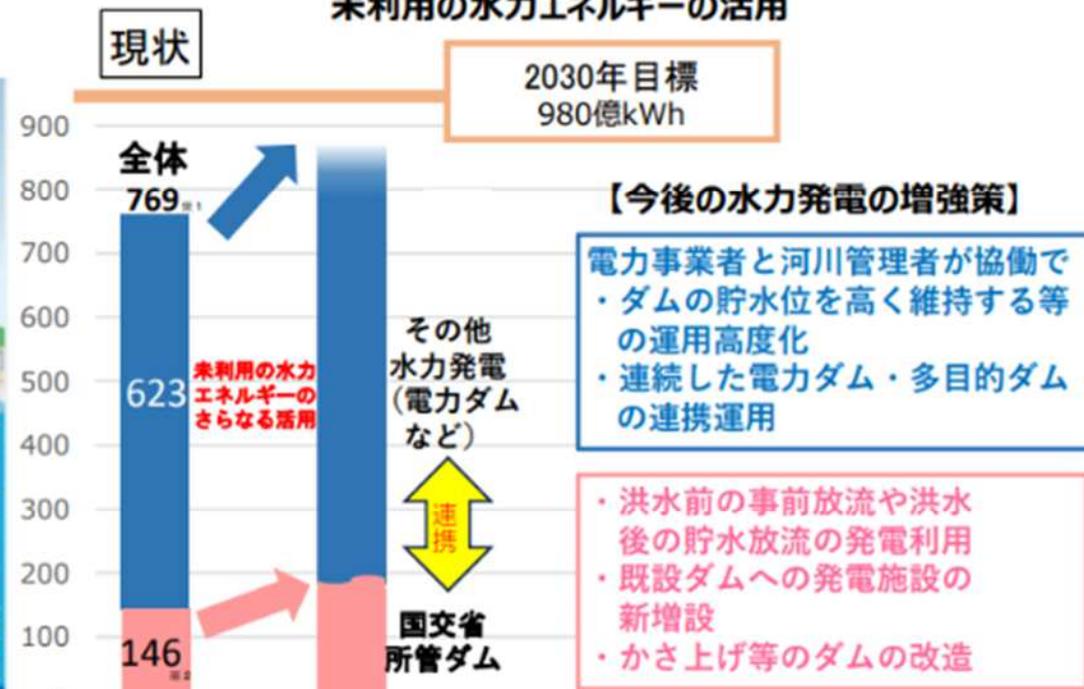


流域単位でカーボンニュートラルの取組を進めている先行事例（矢作川・豊川）



出典：豊田知也

未利用の水力エネルギーの活用



国内の水力発電による発電電力量（億kWh）

※1：令和4年度（2022年度）におけるエネルギー需給実績（速報）（令和5年11月、資源エネルギー庁総務課戦略企画室）より作成
 ※2：多目的ダム管理年報（2021年）より作成

水循環政策本部会合

更新日：令和6年8月30日 | [総理の一日](#)

× [ポスト](#)

[シェアする](#)



水循環政策本部会合（第7回）議事次第

令和6年8月30日（金）
9:35～9:55
官邸4階大会議室

1. 開会
2. 議事
 - (1) 新たな水循環基本計画の案について
 - (2) 新たな水循環基本計画における主要施策の工程表について
 - (3) 「水循環政策本部幹事会の開催について」の一部改正について
3. 内閣総理大臣挨拶
4. 閉会

資料

- 資料1 [新たな水循環基本計画（案）の概要（PDF/1,114KB）](#) 
- 資料2 [水循環基本計画（案）（PDF/722KB）](#) 
- 資料3 [新たな水循環基本計画における主要施策の工程表（案）（PDF/431KB）](#) 

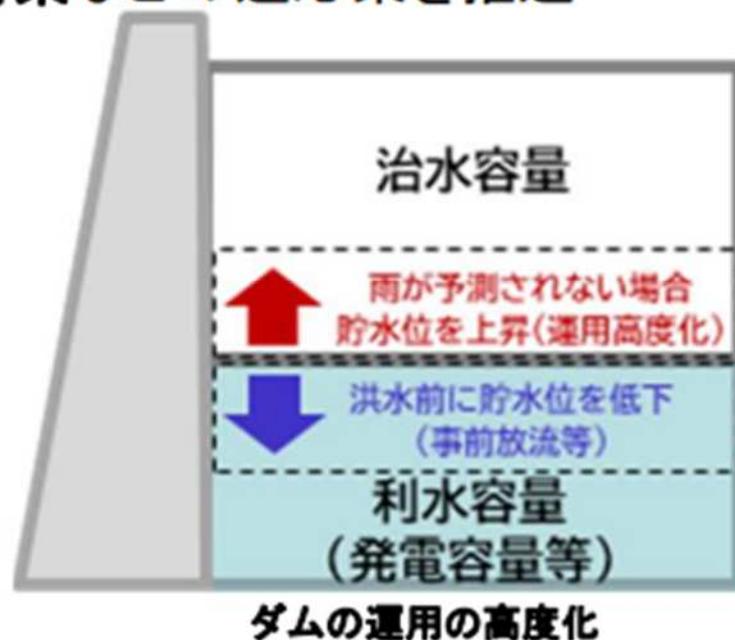
2024年8月30日 水循環政策本部会合

- （岸田内閣総理大臣）台風10号が上陸し、各地で大
雨・暴風の被害をもたらしています。全国136の治水ダ
ム・利水ダムで事前放流を実施し、洪水に備えていま
すが、各大臣においては、引き続き、被害を最小化す
るため、高い緊張感を持って対応して下さい。
- そして、本日、この後の閣議において、新たな水循環
基本計画を閣議決定いたします。
- （第1、第2 略）第3に、**流域総合水管理の推進**で
す。これまで進めてきた流域治水に加えて、流域単位
での水力発電の増強によるカーボンニュートラルの視
点も含めた**流域総合水管理を推進**し、長期脱炭素電源
オークション制度も活用して、水力エネルギーを最大
化して下さい。そして、こうした水力エネルギー増
強の取組を、今年度末を目途とするエネルギー基本計
画の見直しに反映して下さい。

3. 2050年カーボンニュートラル等に向けた地球温暖化対策の推進

【新たな基本計画における取組例】

- 流域一体でのカーボンニュートラルに向けた取組を推進
- 全国の各種ダム等のインフラを最大限活用し、DXの導入や流域の関係者の連携による最適な水管理を徹底し、官民連携による水力発電の最大化等を推進
- 上下水道施設等施設配置の最適化(上流からの取水、汚水処理の集約や施設の統廃合)による省エネルギー化を推進
- 森林の整備や保全による温室効果ガスの吸収源対策を推進
- 渇水対策や治水対策などの適応策を推進



4. 健全な水循環に向けた流域総合水管理の展開

健全な水循環の確保

健全な水循環を確保するため
「流域総合水管理」の考え方で**流域マネジメント**を推進

流域総合水管理

あらゆる関係者による

流域治水

〔水災害による
被害の最小化〕

あらゆる関係者による

水利用

〔水の恵みの最大化〕

あらゆる関係者による

流域環境の保全

〔水でつながる豊か
な環境の最大化〕

4. 健全な水循環に向けた流域総合水管理の展開

背景

- 地下水に係る課題など、水循環の視点から率先して対応すべき課題を持つ流域が存在
- これらの流域において健全な水循環を維持又は回復するため、関係者が一定の方向性を共有し、協力し合って活動することが必要であり、その方向性や活動を定める流域水循環計画の策定を推進

施策及びその方向性

流域水循環計画の策定や深化の推進

- ・ 今回の水循環基本計画の改定を踏まえ、流域水循環計画の策定や深化を推進すべき分野を選定し、水循環アドバイザーの派遣やモデル地区の情報発信等を通じて、地方公共団体等における策定や深化の支援を実施
- ⇒ おおむね5年後となる次期基本計画見直し時までには当該分野に大きく関わる地方公共団体等における流域水循環計画の策定や深化を目指す

工程

取組内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度) ~	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
流域水循環計画の策定や深化の推進	水循環基本計画の見直し	既存流域水循環計画の分析・策定・深化すべき分野の設定	モデル地区調査 モデル地区の情報発信 計画策定の「手引き」の改定 水循環アドバイザーの派遣	設定した分野に係る地方公共団体等に対する策定支援	策定状況等の評価を行い、次期計画での取組内容を検討
	全国で109ある全ての一級水系で「流域総合水管理」に取り組み、流域水循環計画に反映				

流域総合水管理のあり方について 答申（6月27日）はじめに（抜粋）

- 水の使い方について各地域で形成されてきた様々な秩序も踏まえ、その地域がその使い方について再考（再構築）するタイミングにきている。
- 地域における水の価値を再発見し、日本を更に豊かにするためにはどうすべきかを考え直すべきである。
- そのためには、流域の関係者が連携して、より地域を豊かにするために未来志向で協力するとともに、河川管理者をはじめとする主体がその調整を積極的に担う必要がある。
- 本答申を踏まえ、関係省庁で必要な施策が推進され、それぞれの流域においてその地域ならではの取組が進められることを期待している。

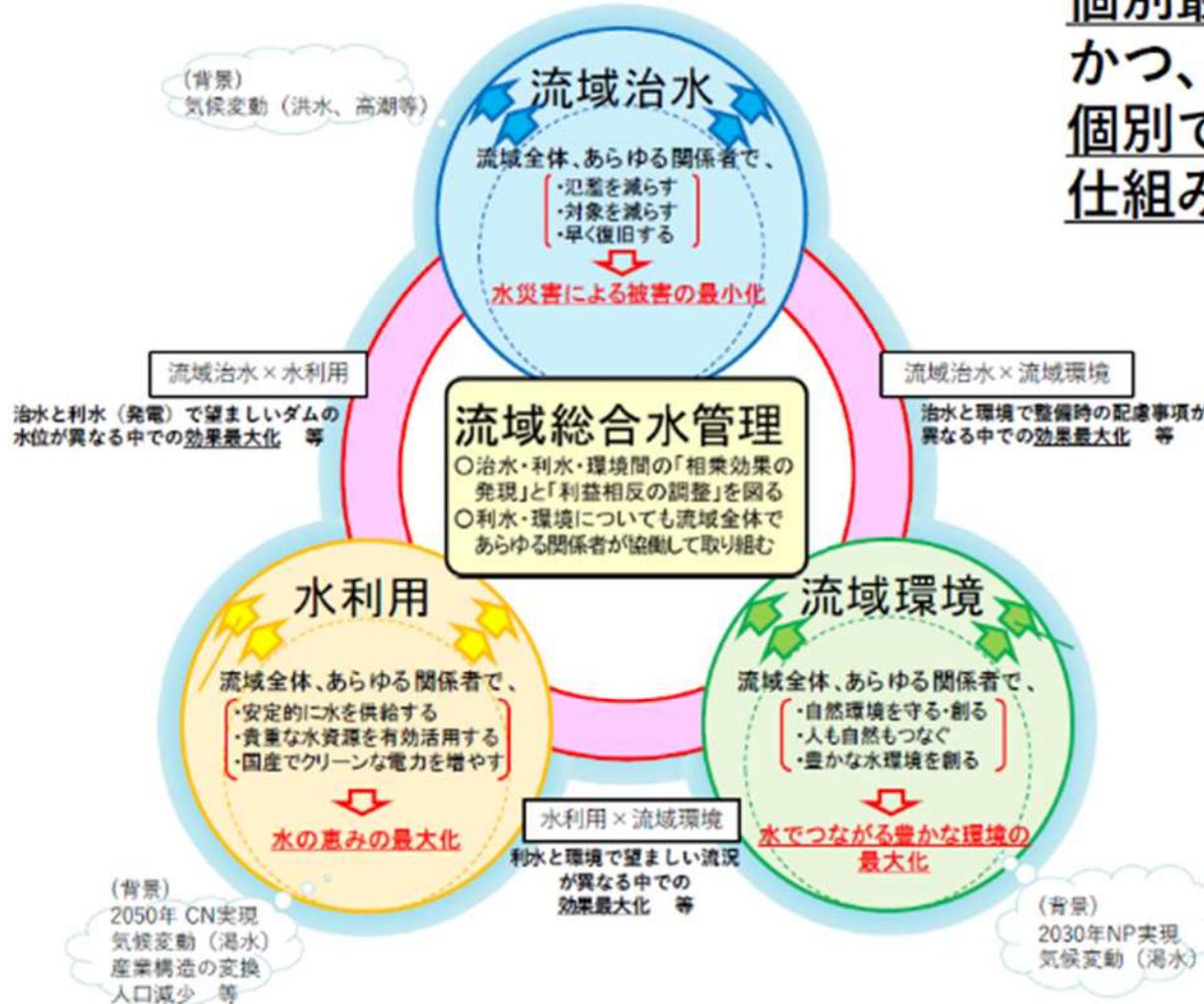
流域総合水管理の定義

- 水を巡る様々な課題等に対応するためには、治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者が他者を尊重しながら協働して取組を深化させるとともに、「流域治水」・「水利用」・「流域環境」間の「利益相反の調整」や「相乗効果の発現」を図ることで、「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」に取り組む必要がある。

(1)(i) 流域総合水管理が目指す方向性

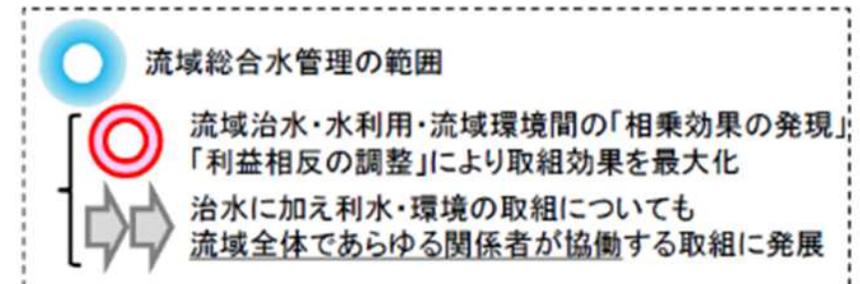
治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者が他者を尊重しながら協働して取組を深化させるとともに、流域治水・水利用・流域環境間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」を図り、一体的に取り組むことで「水災害による被害の最小化」、「水の恵みの最大化」、「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」を推進する。

個別最適から全体最適[※]へ、
かつ、
個別で見ても今より（少しでも）良くなる
仕組みへ



※個別最適から全体最適へのアプローチの例

- ・流域治水、水利用、流域環境に一体的に取り組む
- ・洪水時、渇水時、平時を一体的に捉える
- ・流域の複数のダムを一体的に運用する 等



(1)(i) 利益相反の全体像のイメージ

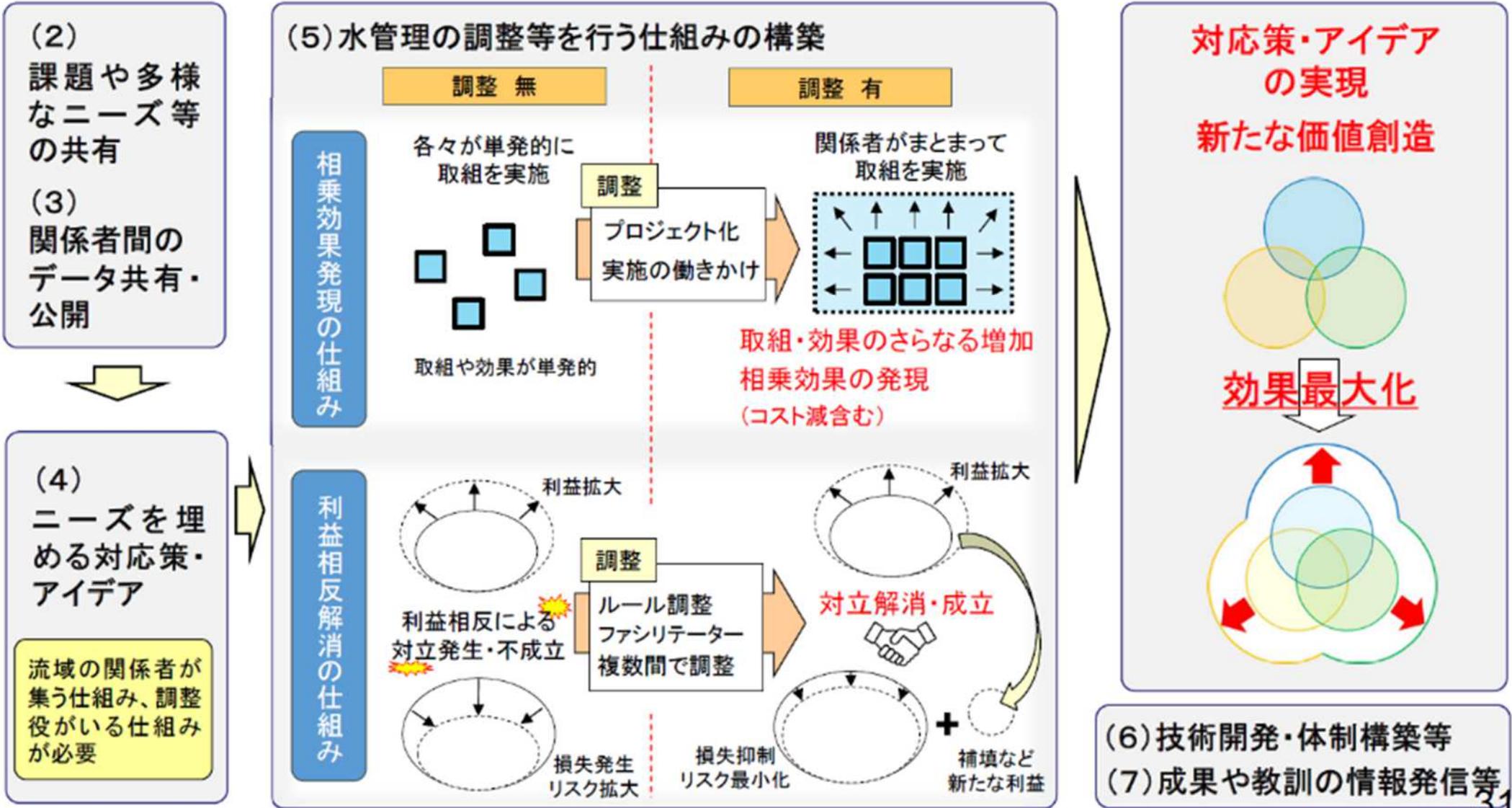
利益相反があるため
工夫により効果最大化を目指す

	流域治水	水利用(利用、発電)	流域環境
河川の流況	 <p>水位が低い方がよい (氾濫しにくい)</p>	<p>安定 (利用)ダムや豊水利用により 流況が平滑化する方向</p>	 <p>流量に変動(攪乱)がある方がよい (樹林化回避、付着藻類の更新等の観点から)</p>
ダムの水位等 (ダムの容量)	 <p>水位が低い方がよい (洪水調節ができる)</p>	<p>減水 (利用)上流からの取水により 水道の配水時にポンプアップが不要となり省エネ化 (ただし減水区間が発生)</p>	<p>安定 減水区間の発生により 維持流量※を確保できないおそれ <small>※維持流量: 魚類の移動や産卵に必要な水深等によって決まる</small></p>
河道整備 遊水地整備	 <p>河積や湛水量(遊水地)を確保できればよい</p>	<p>利用・発電 (利用・発電)水位が高い方がよい (利水補給、高い発電ヘッド)</p> <p>発電 (発電)融雪出水による無効放流を回避するには水位を予め低くしておきたい(上水・工水部分も活用したい)</p> <p>利用 (利用)上水や工水等の利水容量としては高い方がよい</p>	<p>水位が高い方がよい (流況変化に自由度が増すため:フラッシュ放流)</p> <p> 放流の際には下流生物に影響の与えない水温・水質で放流が望ましい</p>
	 <p>横断工作物はない方がよい</p>	 <p>堰等の横断工作物を設置し水位をせき上げ</p>	 <p>縦横断方向の連続性を確保した方がよい <small>※外来種の拡散防止のため不連続とした方がよい場合も</small></p>

(1) 取組内容の全体像

番号は答申の第4章「流域総合水管理」の具体的な取組内容」の節番号に対応

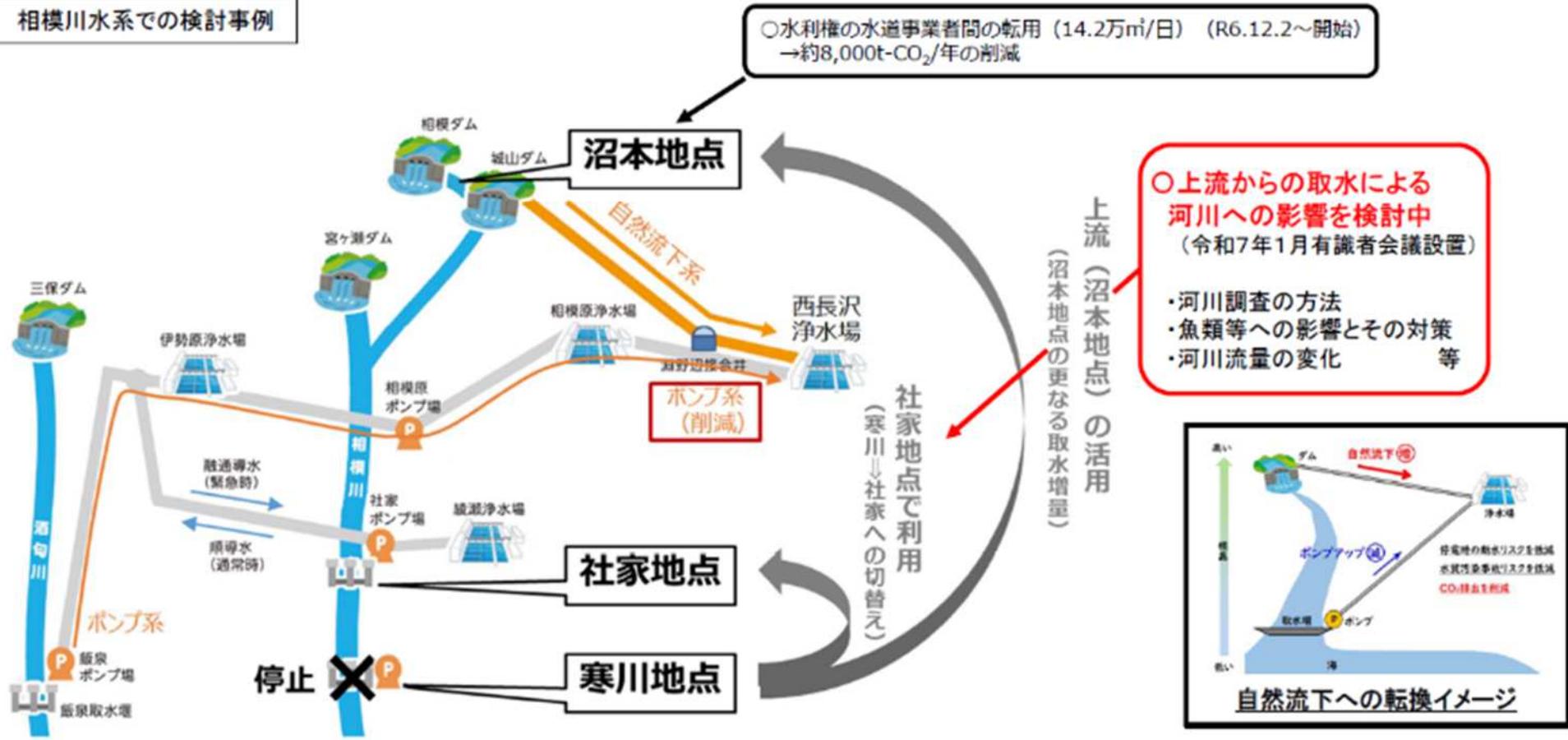
○流域総合水管理の推進のためには、多様なニーズの把握・共有、関係者間のデータ共有・公開、流域の関係者が水管理の調整等を行う仕組みの構築が必要。



2)(v)上下水道一体での強靱化、省エネ化の推進

- 人口減少などの課題の解決に向け、地域の実情に応じた広域化を推進し、上下水道の基盤強化が必要。
加えて、カーボンニュートラルに資する上流からの取水などにより自然エネルギーを活用した省エネ化の取組が必要。
- 神奈川県や愛知県などをモデル流域とし、上流からの取水による省エネ効果の検討や減水区間の発生による河川環境への影響など施策を進める上での課題整理や対応策などの検討を推進。
- 上流からの取水による省エネ効果評価手法や河川環境への留意事項等をマニュアル類へ反映し、さらなる横展開を図っていく。

相模川水系での検討事例



出典: 神奈川県内広域水道企業団資料を一部加工

流域総合水管理のあり方について 答申（6月27日）おわりに（抜粋）

- 流域総合水管理の取組は、できるところからチャレンジしていく姿勢が重要である。
- 各地域で顔の見える関係をつくってアイデアを出し合ってトライし、その取組が成功すれば、その効果を実感しながらステップアップしていけば良い。
- 地域の創意工夫が成功すればするほど、その地域は豊かになっていく。
- 成功事例が他の地域に波及し、日本全体の豊かさにつながり、さらにはその取組に満足することなく、世代を超えて常にチャレンジし続けるシステムに発展していくとともに、このような取組や考え方が世界にも発信され、世界から賞賛を浴びる日本の知恵となり、世界を変える一助になることを期待している。



ホーム

目的から探す

テーマから探す

組織から探す

県政情報

現在の位置: [ホーム](#) > [くらし・環境](#) > [水資源・水道](#) > [水資源・地下水・水道](#) > [静岡県水循環保全条例](#) > [静岡県の流域水循環計画](#)

くらし・環境

水資源・水道

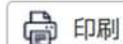
▼ [水資源・地下水・水道](#)▼ [静岡県水循環保全条例](#)> [届出の方法](#)> [開発行為届出の縦覧書類](#)> [水循環保全本部会議](#)> [静岡県の流域水循環計画](#)> [水源保全地域\(浜松/磐田/掛川/袋井/湖西/御前崎/菊川/森\)](#)> [水源保全地域\(静岡/島田/焼津/藤枝/牧之原/吉田/川根本\)](#)

静岡県の流域水循環計画

 いいね!

ページID1064134

更新日 2025年12月10日



印刷



大きな文字で印刷

▼ [太田川圏域流域水循環計画](#)▼ [浜名湖圏域流域水循環計画](#)

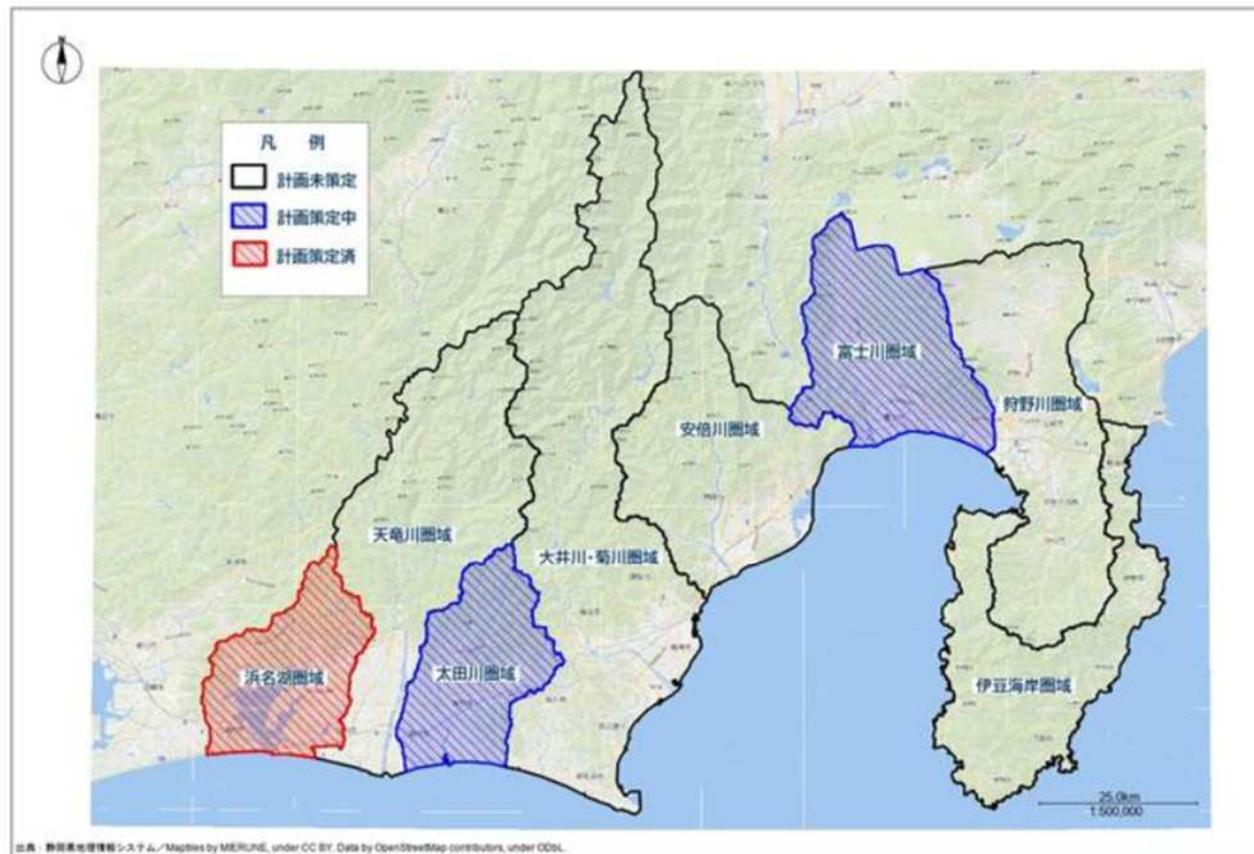
流域水循環計画とは

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、大気、土壌等の他の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与え続けてきました。また、水は循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきました。このように、人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態でめぐり続ける水循

流域水循環計画とは

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、大気、土壌等の他の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与え続けてきました。また、水は循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきました。このように、人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態でめぐり続ける水循環を、**健全な水循環**といいます。

静岡県では、流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、一級河川水系及び主要な二級河川水系を中心に県内を8圏域に区分し、圏域ごとに**流域水循環計画**を定めます。



計画の策定状況(圏域区分図)

太田川圏域流域水循環計画

太田川圏域流域水循環計画

現在、太田川圏域流域水循環計画の策定作業を進めています。

環境審議会水循環保全部会における審議経過はこちら

▶ [静岡県環境審議会水循環保全部会](#)

太田川圏域流域水循環協議会

令和7年5月1日に、太田川圏域流域水循環協議会が発足しました。

現在、太田川圏域流域水循環計画を策定するための協議を実施しています。

 [太田川圏域流域水循環協議会設置要綱 \(PDF 72.1KB\)](#) □

太田川圏域流域水循環計画(案)への県民意見の募集について(開始)

令和7年12月10日(水曜)から、太田川圏域流域水循環計画の骨子案について、県民意見の募集を開始しました。

骨子案の内容や意見提出方法等の詳細は、以下のページをご覧ください。

太田川圏域流域水循環計画（案）

[要約版]

● 流域水循環計画の策定

健全な水循環の保全に係る様々な課題等に対応するためには、治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者が他者を尊重しながら協働して取組を深化させるとともに、「流域治水」・「水利用」・「流域環境」の間の「利益相反の調整」や「相乗効果の発現」を図ることで、「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」に取り組む必要があります。

本県では、流域治水、水利用及び流域環境の保全等に取り組むあらゆる関係者が、流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、必要な流域毎に流域水循環計画を定めます。

● 本計画のねらい

本計画のねらいは、太田川圏域の理念や将来目指すべき健全な水循環の姿を共有することです。国、県、市町の各関係部局により構成する「太田川圏域流域水循環協議会」により、取組の連携や新たな課題の検討を進めるとともに、有識者の意見や関係団体等の活動状況等を踏まえて施策を推進していきます。

理念

暮らしと豊かな自然が共存する太田川圏域を守る ～地域の貴重な資源である水を将来世代に継承するために～

3つの目指すべき
健全な水循環の姿

◆ 水循環の恵みを受け
る産業と暮らしの
調和のとれた発展

水質

水量

暮らし

◆ 清らかで豊かな流れを
はぐくむ自然環境の
維持又は回復

水質

水量

自然環境

暮らし

◆ 水災害（水害・土砂災
害・渇水・津波等）の
被害軽減

水量

災害・治水

自然環境

暮らし

水質

清らかな流れを
保つため、
良好な水質の維持、
改善を図る

水量

暮らしや産業に
使用する水を
安定的に供給する

災害・治水

被害軽減のため、
流域治水による取組
をあらゆる関係者が
連携して推進する

自然環境

森・里・川・海の
豊かな生育・生息環境
を保全、回復する

暮らし

水環境と暮らし・
産業・自然の
つながりを圏域全体
で認識し、活動する

5つの目標

将来目指すべき健全な水循環の姿と目標の関係

6. 目標を達成するために実施する施策

● 施策の実施に当たって

設定した5つの「健全な水循環の維持又は回復に関する目標」を達成するため、「流域総合水管理」の考え方にに基づき、流域治水・水利用・流域環境の間に生じる相乗効果や利益相反の關係に留意し、施策間の相互調整を図りながら、下表に掲げる24の施策を実施します。

● 水質の目標に対する施策

施策	相乗効果が発現されうる施策	相互に調整が必要な施策	調整内容
①流域別下水道整備総合計画等に基づく汚濁負荷削減対策の実施	—	—	—
②中遠地域地下水利用対策協議会による地下水障害の監視	—	—	—
③太田川ダム濁水対策検討会による濁水対策の検討及び対策の実施	⑪、⑫、⑬、 ⑭、⑮	—	—
施策実施に関連する計画	天竜川左岸流域別下水道整備総合計画 等		

● 水量の目標に対する施策

施策	相乗効果が発現されうる施策	相互に調整が必要な施策	調整内容
④天竜川水利調整協議会、大井川水利調整協議会における適時適切な調整の実施	—	—	—
⑤太田川ダム濁水情報連絡会における情報提供及び水利使用者間の情報共有	—	⑩	○治水協定による関係利水者との情報共有方法及び緊急時の連絡体制の明確化
⑥適切な地下水管理の推進	⑯、⑰、⑱	—	—

● 目標及び施策の指標

分類	施策	指標	目標値	年度
水質	汚濁負荷削減対策の実施、地下水障害の監視等	(健全な水循環の状態を表す指標) ・水質環境基準達成(BOD,COD)	100% (8地点)	毎年度
		(施策の進捗状況を管理する指標) ・地下水取水基準の見直し	中遠地域で完了	令和10年度
水量	利水関係者との適時適切な調整の実施、適切な地下水管理の推進等	(健全な水循環の状態を表す指標) ・地下水適正揚水量の確保	実績採取量 ○中遠 120千m ³ /日以下	毎年度
		(施策の進捗状況を管理する指標) ・地下水取水基準の見直し ・自己水源の整備、維持	中遠地域で完了 2箇所	令和10年度 令和17年度
災害 ・ 治水	河川整備・改修、森林整備・治山事業の推進等	(健全な水循環の状態を表す指標) ・水害及び土砂災害による死者数	0人	毎年度
		(施策の進捗状況を管理する指標) ・県管理河川の整備延長 ・土砂災害防止設備箇所 ・山地災害危険地区の整備地区数 ・基幹農業水利施設の更新整備数	26.7km (太田川水系) 1,994箇所(県全体) 4,190地区(県全体) 75施設(県全体)※暫定	令和10年度 令和10年度 令和10年度 令和10年度
自然 環境	間伐や森の力再生事業などの森林整備推進、生育・生息地の保全等	(健全な水循環の状態を表す指標) ・森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積	11,000ha/年(県全体)	令和10年度
		(施策の進捗状況を管理する指標) ・森の力再生面積	25,881ha(県全体)	令和10年度
暮らし	農地の多面的機能の維持・発揮、リバーフレンドシップによる活動の支援等	(健全な水循環の状態を表す指標) ・多面的機能支払交付金の活動面積 ・リバーフレンドシップの活動が行われている河川数	維持または向上 維持または向上	令和10年度 令和11年度
		(施策の進捗状況を管理する指標) ・リバーフレンドシップ制度を活用する団体数	850団体(県全体)	令和9年度

※ 策定中の他計画（静岡県総合計画等）との整合を確認後、設定します。